

赤羽駅周辺地区まちづくり基本計画策定検討会設置要綱

5 北まま第 1 1 0 4 号
令和 5 年 5 月 1 5 日 区 長 決 裁

(目的及び設置)

第 1 条 組合施行により事業化が検討され、大規模な土地利用転換が見込まれる、北区赤羽一丁目の市街地再開発事業による赤羽駅周辺地区のまちづくりの推進に当たり、区立赤羽小学校の教育環境の確保・充実を伴う駅周辺における将来的なまちづくり像を明らかにする、赤羽駅周辺地区まちづくり基本計画（以下「まちづくり基本計画」という。）を策定するため、赤羽駅周辺地区まちづくり基本計画策定検討会（以下「基本計画策定検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 基本計画策定検討会は、まちづくり基本計画策定の検討に関すること及びその他区長が必要と認める事項について所掌する。

(組織)

第 3 条 基本計画策定検討会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 3 名以内
- (2) 地元関係諸団体代表 1 2 名以内
- (3) 関連事業者 3 名以内
- (4) 北区関係職員 3 名以内

2 委員は、区長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から区長がまちづくり基本計画を策定した日までとする。

2 委員が欠けたときは、補欠委員を置くことができる。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 基本計画策定検討会に会長及び副会長を置き学識経験者をもって充てる。

2 会長は検討会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 基本計画策定検討会は、会長が招集する。

2 基本計画策定検討会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 基本計画策定検討会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 基本計画策定検討会は、必要があると認めたときは、基本計画策定検討会の委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

5 会長は、やむを得ない事由により基本計画策定検討会の招集が困難であると会長が認められた場合は、議案を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を求め、その結果をもって議決に代えることができる。

(公開)

第7条 基本計画策定検討会は公開とする。ただし、議決により非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 基本計画策定検討会の事務局は、まちづくり部まちづくり推進課とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、基本計画策定検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月15日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、区長がまちづくり基本計画を策定した日限り、その効力を失う。